

# Business Partner office NEWS



## 法律相談Q&A

### — 一時帰休と定時決定・随時改定 —

Q: 一時帰休により5月に平均賃金の60%の休業手当を含む給与を支給しました。もうすぐ算定基礎届の提出時期ですが、通常通り4~6月支払の給与の平均額で標準報酬月額が決定されるのでしょうか？

A: **定時決定**では、4~6月に支払った給与に低額（100%未満）の休業手当が含まれている場合、7/1時点の一時帰休の状況によって決定方法が異なります（7月支払給与に**休業手当**が含まれずその後も通常の支払が見込まれる場合に「解消」）。

【7/1時点で一時帰休が**解消されている**場合】

**休業手当を含む月は除いて**算出します。

4月	休業手当なし	記載する	4・6月の平均で決定
5月	休業手当あり	記載なし	
6月	休業手当なし	記載する	

※4~6月いずれも休業手当が支払われている場合は従前の標準報酬月額で決定されます。

【7/1時点で一時帰休が**解消されていない**場合】

**休業手当を含む月も含めて**算出します。

4月	休業手当なし	記載する	4・5・6月の平均で決定
5月	休業手当あり	記載する	
6月	休業手当なし	記載する	

なお、低額の休業手当等が**継続して3ヶ月を超えて**支給された場合は**固定的賃金の変動**とみなして**随時改定**の対象となります。特に、4・5・6月とも休業手当等を支払い7/1時点で一時帰休が解消されていない場合は、7月改定の月額変更届を提出して下さい（算定基礎届は不要）。また、休業手当等をもって標準報酬月額の決定又は改定をした後に一時帰休が解消され、通常の報酬となって継続して3ヶ月を超えると、同様に随時改定の対象となります。

## 令和2年度の労働保険料等の申告・納付期限が延長されました

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限（年度更新期間）について延長することになりました。

【申告期限】

従来	延長後
令和2年6月1日 ~同年7月10日	令和2年6月1日 ~ <b>同年8月31日</b>

【納期限（全期・第1期）】

従来	延長後
令和2年7月10日	<b>令和2年8月31日</b>

なお、延納（分割納付）をしている場合の第2期以降の納期限については従来どおりとなります。

第2期	令和2年11月2日
第3期	令和3年2月1日



## 最近のニュースから

### 70歳までの就業確保等 関連法が成立

70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする等、高齢者の就業や兼業・副業など多様な働き方を後押しする一連の改正法（高年齢者雇用安定法、雇用保険法、労災保険法等の6本）が3月31日に成立した。70歳までの就業機会確保については2021年4月から適用される。兼業・副業の労働時間と本業の労働時間との合算については、今秋までに始まる方向。

### 失業手当 支給日数を60日延長へ

厚生労働省は、新型コロナウイルスの影響で解雇・雇止めされたなどの条件を満たせば失業手当の支給日数を原則60日延長することを明らかにした。雇用保険法等の関連法案を今国会に提出する。